

技能検定機械保全職種の指定試験機関の指定について

資料6

職業能力開発促進法施行令改正
(平成26年5月1日公布)

- 指定試験機関に行わせることができる技能検定を行う職種について、機械保全を追加する「職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案」を、労働政策審議会へ諮問し（平成26年3月28日）、妥当との意見をいただく。
- 「職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令」が平成26年5月1日に公布、平成27年4月1日施行。

指定申請
申請内容の審査
(平成26年6月9日
専門調査員会)

- 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会から、機械保全職種の指定試験機関としての指定申請（平成26年5月8日）。
- 厚生労働省において、職業能力開発専門調査員から、試験の実施体制等について意見聴取を実施するなど、公益社団法人日本プラントメンテナンス協会の指定試験機関の指定に係る基準適合性について審査し、基準に適合するものと判断。

指定試験機関の
指定
(平成26年8月8日公布)

◆ 「職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)」の一部改正

- 都道府県知事が実施する技能検定試験の試験科目等を定めた規定から、機械保全の項を削除すること。

◆ 「職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成14年厚生労働省令第77号)」の一部改正

- 機械保全職種の指定試験機関として、公益社団法人日本プラントメンテナンス協会を指定すること。

◆ 「厚生労働大臣が定める手数料の金額(平成14年厚生労働省告示第213号)」の告示の一部改正

- 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会の行う機械保全職種の技能検定試験の手数料の金額を定めること。

試験開始のための
準備・周知

- 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会による、技能検定試験の開始に向け、
 - ① 技能検定委員の確保や試験会場手配等の試験実施のための準備
 - ② 都道府県、訓練施設等の関係機関を通じた周知を計画的に実施。
- これら準備を踏まえ、平成27年度から、指定試験機関による機械保全職種の技能検定試験を開始。